

徳島県告示第六十八号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、徳島県県土整備部高規格道路課において、令和七年二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年二月四日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
6	込野観音寺	三好市池田町西山込野 二五六番一から 同 白地ノ口 ウチ一〇七〇番一の二 七（香川県境）まで	二・八〇二二・〇	九、三八〇・五	